



# ヒューマンライツとしての国際人権規約 : 漸進的無償化の国際公約から10年

戸塚, 悦朗

---

**(Citation)**

ヒューマンライツとしての国際人権規約～漸進的無償化の国際公約から10年～ : 戸塚悦朗  
(弁護士)・水岡俊一(参議院議員)・申恵丰(青山学院大学)論考を基にした対話

**(Issue Date)**

2022-09-17

**(Resource Type)**

conference object

**(Version)**

Author's Original

**(URL)**

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100476447>



## ヒューマンライツとしての 国際人権規約 ～漸進的無償化の国際公約から10年～

2022年9月17日(土) 13:00～16:00  
—戸塚悦朗(弁護士)—

## ヒューマンライツが実現しない原因は？

### 参照論文

- ・ヒューマンライツの視点から：  
戸塚悦朗(弁護士/龍谷大学法  
科大学院元教授)
- ・「『漸進的無償化』留保撤回10  
年を迎えるにあたって：国際人  
権法の立場から」
- ・日本語 [http://www.lib.kobe-  
u.ac.jp/handle\\_kernel/810128  
76](http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/81012876)

### 不可視化されたヒューマンライツ

- ・高等教育の漸進的無償化問題
- ・精神障がい者の拘禁の問題
  - ・自由権規約9条4項違反
- ・外国人の権利=就学義務への権  
利の不在・非正規在留者の拘禁  
の問題
  - ・批准済みヒューマンライツ条約違  
反
- ・公立学校教員「働きすぎ問題」

## どれも実現しないのはなぜ？

仮説：法認識に根本的な問題があるために、  
ヒューマンライツが不可視化されているのでは？

## 国際法による権利保障の視点 がなぜ埋もれてしまうのか？

法認識の混乱のために、国際法の視点が埋もれてしまった？  
human rightsを「人権」と翻訳したことから起こったという仮説

新説：  
Human Rightsと人権  
は異なる！  
Human Rightsを  
「ヒューマンライツ」と翻訳  
してはどうか？

## この動物は何 でしょうか？

子猫みたいにも  
見えます。  
一応猫と名付け  
て・・・育ててみ  
たら・・・！！



この画像の作成者/提供者は CC BY-NC のライセンスを申請  
されています。

ネーミングは大事！ なぜか？  
異なるものを異なる呼称で呼べば区別できる

吾輩は猫である



私も！ 猫ですか？



まず、結論を言えば

人権とヒューマンライツは同じではない

人権とヒューマンライツの違いは？

ヒューマンライツ = 国際法の平面

人権 = 国内法の平面

二つの平面は異なる



Human Rights  
という法律用語の誕生の物語

ヒューマンライツを誕生させたのは日本だった？

1941年12月8日日本の真珠湾奇襲攻撃は世界を変えた？

FD ルーズベルト  
大統領の“Infamy  
(汚名)speech”

1941年12月8日（米国時間）に米国議会で、対日宣戦布告を提案し、圧倒的多数の賛成で承認された。ドイツとイタリアは、三国軍事同盟国の日本に米国が宣戦布告をしたので、12月11日米国に宣戦布告をした。これで全世界が世界大戦に巻き込まれた。



写真は、Wikipediaより、2014年4月22日閲覧。  
[http://en.wikipedia.org/wiki/File:Fdr\\_delivers\\_speech.jpg](http://en.wikipedia.org/wiki/File:Fdr_delivers_speech.jpg)

## ヒューマンライツの父

FDRは1933年から4期米国大統領を務め、  
ヒューマンライツを国際法の平面に誕生させた

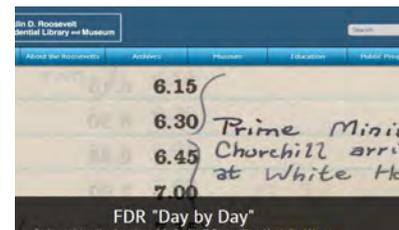


FDRはどんな人？  
1882年ニューヨーク生まれ。  
ハーバード大で歴史、  
コロンビア大で法律を学ぶ。

F.D.ルーズベルト大統領  
の伝記  
ウェブサイト

U.S. President  
(1882-1945) :  
Franklin D.  
Roosevelt は、  
4期務めた唯一  
の大統領。大  
恐慌と第2次大  
戦中に米国を  
指導。

<http://www.biography.com/people/franklin-d-roosevelt-9463381>



<http://www.fdrlibrary.marist.edu/> トップページ

FDルーズベルト大統領図書館・博物館の  
ウェブサイト。デジタル公文書館（大統領  
の日程を検索=>チャーチル首相到着  
December 22, 1941）

8:00pm - 9:20pm	(deener) Household, Mr. and Mrs. Ray Guest, Lowell Mullett	White H
9:45pm - 10:14pm	Soviet Amb. Maxim Litvinov, British Prime Min. Winston S. Churchill, Harry L. Hopkins. "Foreign Relations of the United States" covers a meeting at 2200 with FDR, Prime Min. Winston S. Churchill, Chinese Min. Dr. T. V. Soong, Amb. Maxim Litvinov, Harry L. Hopkins at which the first four signed the declaration. Further signatures were affixed on Jan. 2, 1942. Note: End time inconsistency with start time of meeting with Dr. Soong. Subject: Joint Declaration.	White H
10:00pm - 10:14pm	Chinese Min. Dr. T. V. Soong Note: Start time inconsistency with end time of meeting with Litvinov. #141	White H

<http://www.fdrlibrary.marist.edu/daybyday/daylog/january-1st-1942/>

Daybyday検索：1942年1月1日夜のFDRの  
行動記録：4大国が**連合宣言**署名

## 連合宣言の交渉経過

- Daybyday検索などFDR図書館調査の結果から分かったこと：
  - 1941年12月22日チャーチルがWHに到着、31日まで多数国との宣言の交渉（WHにて、FDRとチャーチルが主導）、Declaration起草の最終段階でFDRが新しい言葉=**human rights**を加筆した。
- 1942年1月1日のルーズベルト大統領の行動
  - 午後9時45分ー10時14分、FDR, リトヴィノフ・ソ連大使、チャーチル英国首相、スン・中国大使が共同宣言に署名。
  - その他の22か国の署名は、翌1月2日。

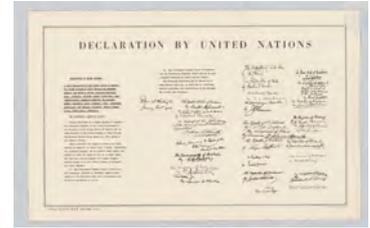
## 1942 Declaration by United Nations が掲げた戦争目的

- Being convinced that complete victory over their enemies is essential to defend life, liberty, independence and religious freedom, and to preserve **human rights** and justice in their own lands as well as in other lands,

## ヒューマンライツ という法律用語が 生まれたのはいつ？

Declaration by United Nations  
January 1, 1942  
Drafted by FDR

Being convinced that complete victory over their enemies is essential ...to preserve **human rights** and justice in their own lands as well as in other lands,



"Declaration by the United Nations" (archives.gov)  
2022年7月24日閲覧。

## その後**連合**国宣言に参加 した国

メキシコ1942年6月5日から  
シリア1945年3月1日まで  
21か国(合計で47か国)

[http://en.wikisource.org/wiki/1942\\_Declaration\\_by\\_the\\_United\\_Nations](http://en.wikisource.org/wiki/1942_Declaration_by_the_United_Nations)

## 国連憲章原案 とhuman rights

ダンバートン・オークス DUMBARTON OAKS

Washington Conversations on  
International Peace and Security  
Organization, October 7, 1944

CHAPTER IX. ARRANGEMENTS FOR  
INTERNATIONAL ECONOMIC AND SOCIAL  
COOPERATION

Section A. Purpose and Relationships. 1.  
With a view to the creation of conditions of  
stability and well-being which are  
necessary for peaceful and friendly  
relations among nations, the Organization  
should facilitate solutions of international  
economic, social and other humanitarian  
problems and promote respect for **human  
rights** and fundamental freedoms.

米国原案にはわずか1か所  
米・英・ソ会議は1944年8月⇒(写真)  
米・英・ソ会議は1945年10月

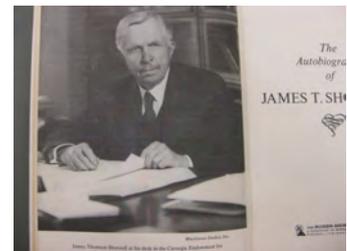


アメリカの市民社会は、  
**human rights** をどのように受  
け止めたか？

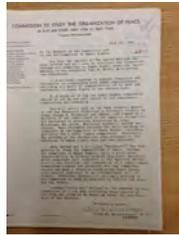
## Human Rightsは 世界平和の基礎

Prof. James T. Shotwellの伝記⇒  
平和機構研究委員会の委員長：平和  
研究運動を指導。米国内各州に支部

Human Rightsの研究報告も発表  
米コロムビア大学図書館貴重資料  
1945年4月～6月連合国に  
よる国際会議に多数の市民  
社会代表が参加してロビー  
イング⇒**human rights**を  
国連憲章に書き込むことを  
目標として活動し、成功。



## Commission to study the organization of Peace: 2nd report, Feb. 1942 and letter, July 17, 1945



## 1942年当時の日本で「人権」とは？

### 人権とは？

岩波法律学小辞典 / 我妻榮, 横田喜三郎, 宮澤俊義 編輯代表

岩波書店, 1937.11

601頁

東京大学総合図書館保存書庫 (未延文庫)

### 人権

(佛) droits de l'homme

### 人権宣言

・十八世紀末のアメリカ諸憲法以来、**各国**で自由主義的要請に基づき成文法で自由権(…)を宣言することが行われ、…一般に…又は「**人権宣言**」(Bill or Declaration of Rights)と呼ばれているが、…

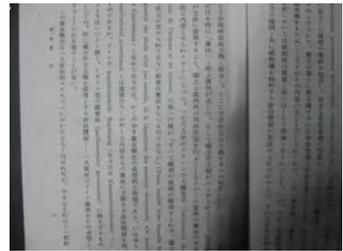
### 東京帝国大学の「憲法」講義は？

宮澤俊義『憲法略説』

岩波書店、1942年4月30日

東京大学総合図書館保存書庫 (未延文庫)

「1789年のフランスの**人権宣言** (Declaration des droits de l'homme et du citoyen)」という記述が随所に見られる。(たとえば、3、5、6、300頁)



## 実定法としての ヒューマンライツと人権は？

### 誰が何時どこで何を制定したのか？

1945年6月26日サンフランシスコで  
連合国の国際会議が**国連憲章**を採択



この写真、中核共有 不署名の複製は CC BY-NC-ND/3.0 のライセンスを申請されています

1946年11月3日天皇が天皇の発議後に帝国議会議  
両院の議決した日本**国憲法**を裁可し公布



この写真、中核共有 不署名の複製は CC BY-NC-ND/3.0 のライセンスを申請されています

## 何が定められたのか？

Human Rights in the Preamble of The UN Charter

WE THE PEOPLES OF THE UNITED NATIONS DETERMINED

- to save succeeding generations from the scourge of war, which twice in our lifetime has brought untold sorrow to mankind, and
- to reaffirm faith in fundamental human rights, in the dignity and worth of the human person, in the equal rights of men and women and of nations large and small, and
- to establish conditions under which justice and respect for the obligations arising from treaties and other sources of international law can be maintained, and
- to promote social progress and better standards of life in larger freedom

日本国憲法第3章が定めたのは？

日本国民の基本的「人権」

- 日本国民は、正當に選舉された國會における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸國民との協和と和睦とをわが國全土にわたつて自由のもたらす恵澤を確保し、政府の行動によつて自由の享受が妨げられることのないやうに、その基本的人権の平等に主權が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する。
- 第三章 國民の權利及び義務
- 第十一條 國民は、すべての基本的人權の享有を妨げられない。この憲法が國民に保障する基本的人權は、侵すことのできない永久の權利として、現在及び將來の國民に與へられる。

## 何が定められたのか？

Human Rights in the Preamble of The UN Charter

WE THE PEOPLES OF THE UNITED NATIONS DETERMINED

- to reaffirm faith in fundamental human rights, in the dignity and worth of the human person, in the equal rights of men and women...

日本国憲法第3章が定めたのは？

日本国民の基本的「人権」

日本国民は、・・・、この憲法を確定する。

第三章 國民の權利及び義務

- 第十一條 國民は、すべての基本的人權の享有を妨げられない。この憲法が國民に保障する基本的人權は、侵すことのできない永久の權利として、現在及び將來の國民に與へられる。

## 1945年6月26日サンフランシスコ會議が United Nationsの憲章を採択

UN憲章：human rightsを以下に規定

- 前文
- 第1条 (国連の目的)
- 第13条 (総会の任務)
- 第55条 (經濟的社会的國際協力)
- 第62条 (經濟社会理事会の任務)
- 第68条 (human rightsの伸長のための委員会の設置)
- 第76条 (信託統治制度の目的)

## どこで適用する権利なのか？

ヒューマンライツ(Human rights)はinternational levelに適用する

人権は、日本国内で Domestic levelに適用する



この図表の作成者 平岡伸成氏は CC BY 4.0 のライセンスを公開されています

human rightsは、なぜ「人権」と翻訳されるようになったのか？

## ポツダム宣言に「遭遇」

Human rightsを「人権」と翻訳した！  
国連憲章のhuman rightsと同じと気づかなかつたか？  
これが問題の発端だった

**ポツダム宣言**

千九百四十五年七月二十六日米英支三国宣言

十、吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隸化セントシ又ハ国民トシテ滅亡セシメントスルノ意図ヲ有スルモノニ非サルモ・・・言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人權ノ尊重ハ確立セラルヘシ

(出典：外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻1966年刊)  
<https://www.ndl.go.jp/constitution/etc/j06.html>

**Proclamation Defining Terms for Japanese Surrender Issued at Potsdam , July 26, 1945.**

We do not intend that the Japanese shall be enslaved as a race or destroyed as a nation, but... Freedom of speech, of religion, and of thought, as well as respect for the fundamental **human rights** shall be established.

**外務省は英語の達人：  
だが、もし米国法辞典を  
チェックしていたら？**

**Human rights**は、（法律用語として）新しい用語だったことに気づくことができたのではないかな？

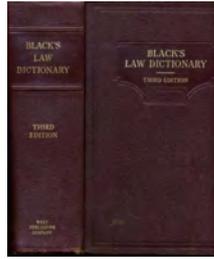
**Human rights**

とは？

**Black's Law Dictionary**  
 / by Henry Campbell  
 Black, 3rd ed. / by the  
 publisher's editorial  
 staff, St. Paul : West  
 Publishing, 1933

東京大学総合図書館保存  
 書庫（末延文庫）

**掲載がない！**



Black's Law Dictionary Third Edition: Black, Henry Campbell: Amazon.com: Books

**1945年当時米国法は、human rights  
という法律用語を使っていたか？**

**Human rights**

**Black's Law Dictionary**

- 3<sup>rd</sup> edition (1933) には掲載がない**新しい言葉**！
- 6<sup>th</sup> edition (1990) 掲載なし
- 9<sup>th</sup> edition (2009) 掲載あり **international level**
- 10<sup>th</sup> edition (2014) 掲載あり

**Civil rights**

3<sup>rd</sup> edition (1933) , p.339

- A term applied to certain **rights** secured to **citizens** by the 13<sup>th</sup> and 14<sup>th</sup> Amendments to the constitution, or by various acts by state and federal.

**新しい英語の言葉には  
新しい日本語を当てるべき**

「ヒューマンライツ」と  
カタカナに翻訳することは異例ではない。

**Human rights**を  
ヒューマンライツと翻  
訳した憲法学者もいる

芦部信喜『憲法学II  
人権総論』有斐閣、  
1994年、47頁

「ヒューマンライツ  
としての**人権**」

「この**人権**に当たる  
英語は**human rights**  
である。」



新語 = Human rights  
に

既存語 = 人権 を当てた

その結果、法認識に混乱がおきてしまった  
⇒ 新しさ・重要性を理解できない

### ヒューマンライツと人権の実現のために

- |  |  |
|--|--|
| <p>国際法の平面のヒューマンライツを実現するために何を創設したか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国連ヒューマンライツ委員会</li> <li>• 国連ヒューマンライツ理事会</li> <li>• ヒューマンライツ高等弁務官</li> <li>• 国連ヒューマンライツ条約</li> </ul> <p>【個人通報権条約】<br/>【条約機関】</p> | <p>国内法の人権を実現するためには既存の統治機構が対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 憲法の人権規定は新設</li> <li>• 統治機構のうえでは、             <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国会衆参法務委員会</li> <li>• 内閣の下で法務省</li> <li>• 独立の裁判所</li> </ul> </li> <li>• 国際法（条約等）遵守責務（憲法98条2項）新たに明記</li> </ul> |
|--|--|

### 二つの平面をつなぐこと⇒国際ヒューマンライツ条約を国内平面で実施する方法 = 憲法

国際ヒューマンライツ条約の批准だけでは終わらない。  
 ・ 憲法98条2項が義務付けているように、締結済み国際ヒューマンライツ条約の遵守義務の履行  
 ・ 裁判所⇒国際ヒューマンライツ条約の国内適用の責務（不履行）  
 ・ 新行政庁が必要⇒国際ヒューマンライツ条約の国内実施機関が不在  
 ⇒ 創設提案はあるが、立法は不在  
 ・ 政府と国会が協力⇒個人通報権条約批准等の責務の履行要求中（不履行）  
 ・ 国会⇒ヒューマンライツ条約の国内実施義務を確  
 認し、条約違反は憲法（98条2項）違反とみなすという立法は可能  
 ↓  
 今後法案作成が必要